

徳島県告示第二百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
185	栗津港	鳴門市大津町徳長字前ノ越一 番四地先から 同 九 〇番一地先まで	三二八・四	令和七年三月二十八日